



合同産業株式会社向けファイナンスに対する ひめぎんグリーンローン評価

発行日：2026年7月21日

発行者：株式会社愛媛銀行

企画広報部 ひめぎん情報センター

本書は、株式会社愛媛銀行（以下、「当行」）が、合同産業株式会社（以下、「同社」）に実施するグリーンローンについて、「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」¹に定める各適格基準の充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに準拠しているかを評価したものである。評価においては、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等の「グリーンローン原則」及び環境省の「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」（以下、グリーンローン原則等）への整合性を確認している。以下にその評価結果を報告する。

■ 評価対象案件の概要

案件名	合同産業・佐賀系統用蓄電所
調達資金の使途	系統用蓄電池の購入及び施工資金
借入人	合同産業株式会社
貸付人	株式会社愛媛銀行（取扱店：広島支店）
実行額	650,000,000 円
貸付日	2026 年 7 月 21 日
最終返済期日	2041 年 12 月 31 日

同社は、広島県広島市中区に本社を置き、建物総合管理事業を主業に ICT ソリューション事業、サステナブル&スマート社会事業を展開する企業である。今般、同社はひめぎんグリーンローン（以下、「本ファイナンス」）によって資金を調達し、系統用蓄電池の購入及び施工プロジェクトを実施する。

¹ 愛媛銀行では、「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」を策定し、本フレームワークが、グリーンローン原則等の国際的な原則等に適合し、また、愛媛銀行における本フレームワークの実施体制が整っていることについて、株式会社格付投資情報センターより第三者意見を取得している。本フレームワークを用いて、愛媛銀行では自行評価型のサステナブルファイナンス商品（「ひめぎんグリーンローン」及び「ひめぎんサステナビリティ・リンク・ローン」）を運用している。





■ 評価結果の概要

評価対象案件では、明確な環境改善効果が認められることを含め、ひめぎんサステナブルローンフレームワーク上で定められた要件を満たしており、ひめぎんサステナブルローンフレームワークに準拠していると評価した。また、グリーンローン原則等が定める4つの要素への適合性も認められると考える。項目別の評価結果概要は以下のとおりである。

項目	評価概要
(1) 調達資金の使途	本ファイナンスによる調達資金は、佐賀県佐賀市に設置予定の系統用蓄電池の購入及び施工プロジェクト（以下、「対象プロジェクト」）資金として全額充当される。系統用蓄電池とは、電力系統や再生可能エネルギー発電所などに接続する蓄電池のことをいう。対象プロジェクトでは電力系統に繋いで利用される。電力が余った時に蓄電し、電力が不足したときに放電することで、系統電力の安定化を図る。グリーンローン原則等で例示される「再生可能エネルギー」に関する事業に該当し、明確な環境改善効果が見込まれる。調達資金の使途は妥当であると判断した。
(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス	対象プロジェクトの選定にあたっては、事業採算性やグリーンプロジェクトの適格基準等との整合性に加え、施工・稼働に伴う環境負荷の抑制、並びにグループのサステナビリティ戦略・目標との一致といった点を基準として評価している。外部コンサルタント等の知見も踏まえ、関連部署において所定のプロセスを経て検討が行われ、環境・社会課題の解決への貢献性や環境改善効果の実現可能性を考慮のうえ、経営層がプロジェクト実施の最終決定を行う体制が整備されている。以上より、プロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当であると判断した。
(3) 調達資金の管理	資金管理は、当行にて通常の設定資金融資と同様のプロセスで実施する。資金の支払いは、同社からの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込みで対応する。資金の充当状況は、支払い行為を通じて当行が管理する。本ファイナンスでは、融資実行と同時に資金の全額が対象プロジェクトに充当されるため、未充当金は原則として生じない。なお、本ファイナンスにおける通常の運用として、未充当資金が一時的に生じる場合には、現預金により運用されることとなっている。調達資金の管理は妥当であると判断した。
(4) レポーティング	資金の充当が完了するまで、同社が年に1回、対象プロジェクトに対する資金の充当状況や環境改善効果等を当行に提出し、併せてウェブサイト等で開示する。なお、本ファイナンスでは、融資実行と同時に資金の全額が対象プロジェクトに充当されるため、年次レポーティングは実施せず、融資実行時に愛媛銀行が公表するニュースリリースにより開示する。全額充当後に大きな状況の変化が生じた場合には、同社が当行へ報告し、必要に応じて追加の開示を行う。レポーティングは妥当であると判断した。





■ 項目別の評価

(1) 調達資金の使途

① 資金使途の概要

評価対象のファイナンスは、同社による対象プロジェクトに向けたファイナンスである。本ファイナンスで調達される資金は、対象プロジェクトに全額充当される。対象設備の概要は以下のとおりである。

対象設備	
設備名	系統用蓄電池
所在地	佐賀県佐賀市大和町大字八反原字一本松 650-1 (他 13 筆)
出力	1,998kW
蓄電容量	8,128kW (8MWh)
年間総売買電力予測	約 30,890,000kWh
蓄電池メーカー	HUAWEI(華為技術日本株式会社)
PCS メーカー	HUAWEI(華為技術日本株式会社)
竣工時期	2026 年 7 月
アグリゲーター	RE100 電力株式会社

現地写真



出所：同社提供資料



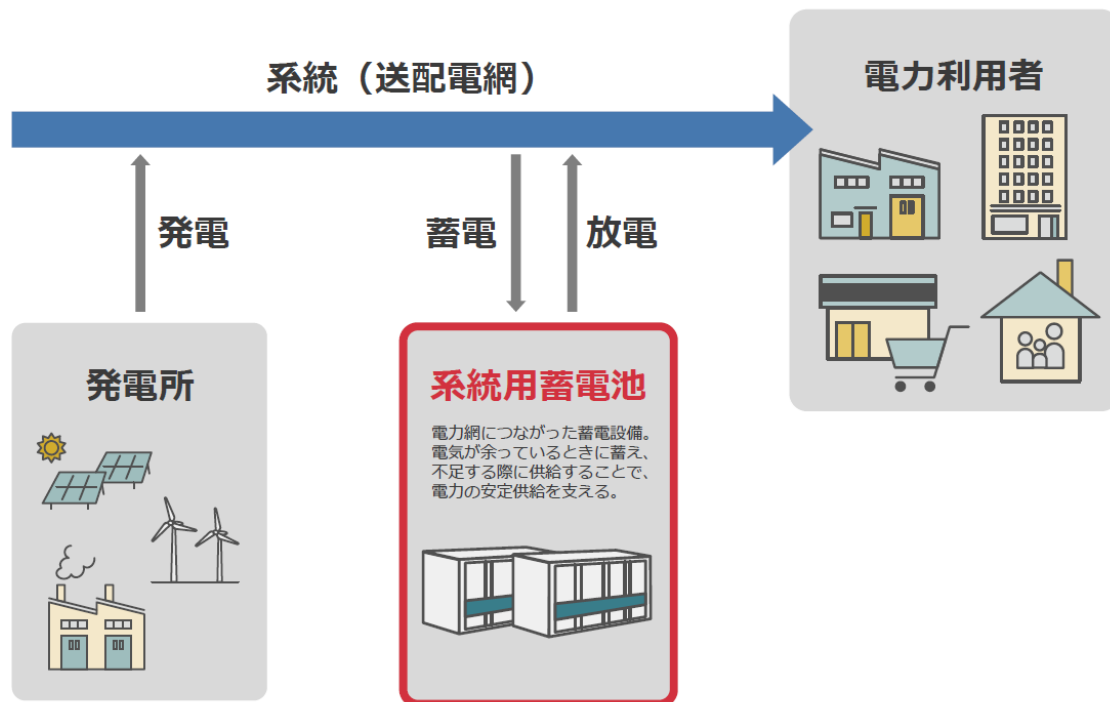
② 対象プロジェクトによる環境改善効果とその評価方法

本ファイナンスで調達される資金は、同社が佐賀県佐賀市に設置予定の対象プロジェクト資金に全額充当される。再生可能エネルギーのうち、太陽光発電や風力発電は、発電量が天候条件に左右されるため、出力を任意にコントロールすることが難しいという特性を有している。特に太陽光発電は、日中のみ発電し夜間には発電しないことから、時間帯による発電量の偏在が生じやすい。このため、電力需要が低迷する時期や発電量が需要を上回る局面においては、火力発電の出力抑制や地域間連系線の活用等により需給バランスの調整が行われるが、それでもなお電気の余剰が生じるおそれがある場合には、再生可能エネルギーの出力抑制が実施される。

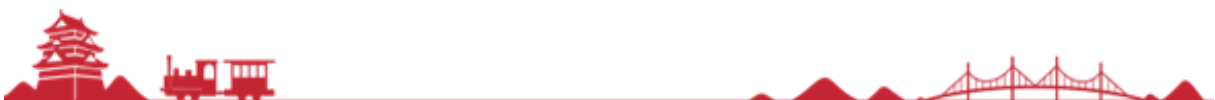
対象プロジェクトでは、大容量蓄電池を活用して余剰電力を蓄電することにより、再生可能エネルギーの出力制御量および出力制御時間の低減が可能となる。これにより、太陽光発電等の導入促進につながるとともに、需給調整における火力発電への依存を低減できるため、CO₂排出量の削減効果が期待される。また、災害時等において発電所設備が被災・停止した場合には、蓄電池からの放電により電力供給を補完できることから、BCPの観点においても一定の効果が見込まれる。

対象プロジェクトにおける環境改善効果は、年間総売買電力量を指標として評価される。

【対象プロジェクトの概要と位置付け】



(経済産業省 資源エネルギー庁の資料を参考にひめぎん情報センター作成)





◆ <補足情報> 国・地域の方針との整合性

日本政府ならびに対象プロジェクトが実施される佐賀県においては、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、需給調整や系統安定化の必要性が示されている。対象プロジェクトは、蓄電池を活用した電力需給調整機能の一端を担うものであり、以下に示す国および県の方向性とも一定の関連性を有するものと考えられる。また、対象プロジェクトは、国連が提唱する SDGs のうち主に、7 番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、11 番「住み続けられるまちづくりを」、13 番「気候変動に具体的な対策を」への貢献が期待されるものと判断する。

地球温暖化対策に係る戦略・計画等	
日本政府	■ 地球温暖化対策計画（2025 年 2 月） - 再生可能エネルギーの主力電源化に当たり、出力の変動する再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めるため、揚水発電や蓄電池の活用など、調整力の確保を進めていく。さらに、再生可能エネルギーの導入余地が大きい地域と需要地をつなぐ地域間連系線の整備を推進する。また、再生可能エネルギーを最大限に活用する観点から、その出力制御量の抑制に取り組む。 ■ 第 7 次エネルギー基本計画（2025 年 2 月） - 電力システムの柔軟性を供出するにあたり、蓄電池は、再生可能エネルギー等で発電された電力を蓄電し、夕方の需要ピーク時などに電力供給できるほか、迅速な応答性を有する調整電力として、（中略）重要である。2021 年度から補助金による系統用蓄電池の導入支援を行い、2023 年度に開始した長期脱炭素電源オークションにおいても応札対象とし導入促進を図っている。また、各電力市場で取引可能となる等、環境整備が整いつつあり、系統用蓄電池の接続検討受付件数は増加している。一方、価格競争に陥り安全性や持続可能性が損なわれる懸念や系統接続の長期化、各電力市場での収益性評価が不十分である等の課題も顕在化している。このため、支援措置における事業規律を確保するための要件等の検討や収益性の評価等を通じ、安全性や持続可能性が確保された蓄電池の導入を図ること等が必要である。
佐賀県	■ 佐賀県再生可能エネルギー利用等基本計画（2024 年 11 月改定） - 佐賀県内で一定量以上の発電量が確保できる再生可能エネルギー資源は、太陽光と風力である。一方、九州エリアでは太陽光発電および風力発電の導入拡大に伴い、系統接続に一定の制約が生じている、と指摘している。 - また、太陽光発電の導入拡大に伴い、日中は実質的な電力需要が減少し、夕方以降に急増する、いわゆる「ダックカーブ現象」が発生している。九州では主な出力調整手段として揚水発電を活用しているものの、夕方の需要増加に対しては火力発電による需給調整も必要となっている、としている。 - 今後、エネルギー起源 CO₂ 排出量を削減していくためには、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる一方、安定供給の確保も重要となる、としている。同計画では、不測の事態も想定しつつ、エネルギーを蓄え、需要に応じて供給できる仕組みの構築の必要性が示されている。





③ 付随しうるネガティブな効果への配慮

「グリーンから始めるインパクト評価ガイド（環境省）」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版（環境省）」を参考にしうえて、一般的に、再生可能エネルギーに関する事業やエネルギー貯蔵設備（系統用蓄電池等）の導入に伴い、以下のようなネガティブインパクトの発生が想定される。

大分類	小分類	ネガティブな環境効果の例
再生可能エネルギーに関する事業	再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業	【再生可能エネルギーに関する事業全体】 ・ 機器の製造過程において発生する有害化学物質等の一般環境への排出 ・ 工事に伴う濁水、騒音、振動など周辺への悪影響 ・ 人と自然との触れ合いの活動の場（公園、登山道等）への影響等 その他、事業内容等により環境面からのネガティブな効果や長期的な目標との明らかな不整合が生じ得る場合は留意すること

上記の整理を踏まえ、対象プロジェクトの施工および稼働にあたり、同社では、工事に伴う騒音・振動・粉じん等による周辺環境や景観への影響、設備の稼働に伴う安全リスク、機器廃棄時における環境負荷といった点を特に想定されるネガティブな影響として認識している。これらの影響を回避・低減するため、同社は、施工工事を請け負う建設会社等に対し、事前にリスク回避・緩和に向けた取組みが適切に講じられることを確認したうえで工事を発注している。主な確認事項は、以下のとおりである。なお、建設会社等が実施した着工前の周辺調査において、施工工事に付随しうる重大なネガティブインパクトは確認されておらず、また、現在までに施工した設備においても、環境・社会面でのトラブルや目立った懸念事項等は発生していない。

- ・ 建設機械の稼働や作業に伴って発生する騒音・振動、粉じん等の発生抑制
- ・ 適切な排水・廃棄物の処理、水質汚染・土壌汚染の防止、資源循環の観点から廃棄物量を削減する取組
- ・ 自治体・自治会との事前協議等、トラブルを防止する取組
- ・ 各種法令等の遵守
- ・ 設置場所周辺への植林等の措置による周辺環境および景観への配慮
- ・ 必要な安全対策および適切な管理体制の構築

結論として、明確な環境改善効果が認められる事業に資金使途が限定されていること、及び、対象プロジェクトに付随しうるネガティブな効果が適切に回避・緩和されており、本来の環境改善効果と比べ過大でないことを確認した。以上より、評価対象案件における調達資金の使途は、グリーンローン原則等に則ったものと判断した。



(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

本ファイナスを通じて実現しようとする環境面での目標は、「気候変動の防止」および「再生可能エネルギーの普及による気候変動の抑制」である。本プロジェクトにより期待される環境改善効果は、系統用蓄電池の設置・運用を通じて、電力の安定供給および再生可能エネルギーの普及促進へ寄与し、結果としてCO₂排出量の削減に貢献する点にある。

同社は、1959年に設立され、広島県広島市中区に本社を置くビルメンテナンス業者である。同社は、広島県を中心に建物総合管理事業を展開する中で、「都市の安全・快適・環境」を追求した事業活動を行っている。また、近年は建物総合管理事業に加え、ICTソリューションやサステナブル&スマート社会事業など、社会環境の変化に対応した複合的なサービスを展開している。2026年1月1日より新たに掲げたロゴ「矢印マーク」には、時代の変化に柔軟に対応し続けるという決意が込められている。

同社は、人々の活動空間における安全性および快適性の向上に真摯に取り組み、取引先の期待を超える価値の提供を通じて、社会への貢献と持続可能な未来の実現を追求している。同社は、「脱炭素社会の実現」、「サステナブルな街づくり」、「Well-beingの向上」および「ガバナンスの強化」をサステナビリティ重要テーマとして掲げており、気候変動・脱炭素化への対応、再生可能エネルギーの安定供給と利用促進、地域社会の持続的な成長の実現、少子高齢化・労働人口減少への対応など、多岐にわたる社会課題をマテリアリティとして特定している。これらの方針のもと、社会課題の解決およびSDGs達成への貢献を図り、持続的な成長を追求している。

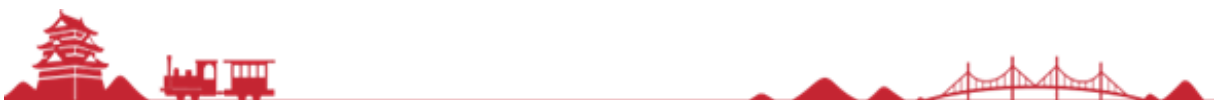
同社のサステナビリティ推進体制は、取締役会が方針を策定し、それぞれのテーマに合わせた管轄部門を設置して推進する体制をとっている。今回関係する環境エネルギー分野においては、「事業開発本部」が実務を含めた推進部門を担っている。同部門が取締役会へ計画立案等を行い、取締役会で決定された事項について推進・具現化し、社内への通知や進捗管理を行っている。また、同社は「再エネ100宣言 RE Action」に参加している。事業開発本部管掌役員を責任者として、同部署が対外的な対応を含めた同アクションの窓口や推進、全社的な進捗管理および指導を実施している。本体制のもと、使用電力の「再エネ100%」達成を目標に掲げ、全社の再生可能エネルギー使用率や電力の使用量などを一元管理している。

これらの方針および体制のもと、同社は、人々にとって安全で快適な都市環境の創造に取り組むとともに、かけがえのない地球環境を守り、将来世代へ引き継ぐことを目的として、業務における環境配慮および環境保全活動に積極的に取り組んでいる。

今回の対象プロジェクトである「系統用蓄電池プロジェクト」は、同社のサステナビリティ戦略および環境方針に合致する取組みである。

今般の対象プロジェクトの評価および選定は、同社が定めるサステナビリティ方針および内部管理プロセスに基づき実施されている。同社では、気候変動対応や環境配慮型開発を重点領域として位置づけており、プロジェクトの企画・設計・建設に関する意思決定において、環境面および社会面の観点を適切に織り込む体制を整備している。具体的なプロセスは、概ね以下の流れで構成されている。

- ・ 基準の選定：環境方針を所管する部門が、グリーンプロジェクトの適格性や環境改善効果（再生可能エネルギーの普及による気候変動の抑制）に関する基準を策定し、全社目標と整合させて運用する。現在は、「再エネ100宣言 RE Action」で認められている再エネ要件を基準としている。
- ・ 候補案件の検討：「再エネ100宣言 RE Action」担当部門が候補案件を抽出し、事業採算性及び適格基準との整合性、環境性能の達成可能性、地域特性などの観点から検討する。
- ・ 環境・社会リスクの確認：「再エネ100宣言 RE Action」担当部門が、施工・稼働に伴う環境負荷や社会的リスクの特定・緩和策を検討し、必要に応じて外部専門家の助言を取り入れる。



- ・ 地域貢献の評価：地域社会への貢献や新たな価値創造の可能性について整理する。
- ・ 経営層による最終決裁・フォローアップ：検討結果を踏まえて経営層が意思決定を行い、決定後は定例会議等を通じて施工プロセスにおけるリスク管理と進捗確認を継続する。

以上より、対象プロジェクトにおけるプロジェクトの評価と選定のプロセスは、グリーンローン原則等に即した適切なプロセスに基づき実施されていると判断した。



(3) 調達資金の管理

本ファイナンスによる調達資金は、対象プロジェクト資金に全額充当される計画であり、融資実行時に全額が対象プロジェクトに充当される。資金管理は、当行が提供する設備資金に係る通常の融資プロセスに基づき実行される。主なポイントは、以下のとおりである。

- ・ 資金の支払いは、同社からの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込みで対応する。
- ・ 資金の充当状況は、支払い行為を通じて当行が管理する。
- ・ 本ファイナンスでは、融資実行と同時に資金の全額が対象プロジェクトに充当されるため、未充当金は原則として生じない。なお、本ファイナンスにおける通常の運用として、未充当資金が一時的に生じる場合には、現預金により運用される。

以上の体制により、本ファイナンスによる調達資金は確実に対象プロジェクトへ充当されることが担保されており、調達資金の管理はグリーンローン原則等が求める枠組みに沿って適切に実施されていると判断される。



(4) レポーティング

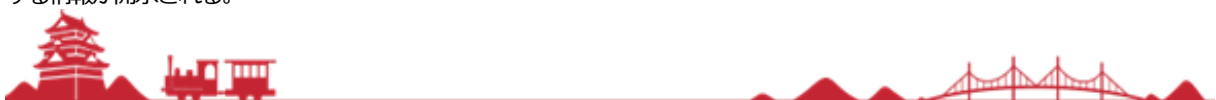
同社におけるレポーティング体制及びその開示内容等については、以下のとおりである。

- ・ 資金の充当が完了するまで、同社が年に1回、対象プロジェクトに対する資金の充当状況や環境改善効果等を当行に提出し、併せてウェブサイト等で開示する。なお、本ファイナンスでは、融資実行と同時に調達資金の全額が対象プロジェクトに充当されるため、年次レポーティングは実施せず、融資実行時に当行が公表するニュースリリースにより開示する。
- ・ 全ての調達資金が対象プロジェクトに充当された後においても、大きな状況の変化が生じた場合には、同社から当行へ報告が行われ、必要に応じて対外公示を行う。

開示内容（参考） ²
(1) 対象プロジェクトの概要（進捗状況を含む） (2) 対象プロジェクトに充当した調達資金の額 (3) 未充当資金の額、未充当資金の運用方法 (4) グリーンプロジェクトによって期待される環境改善効果

以上より、評価対象案件におけるレポーティングは、グリーンローン原則等に則ったものとなっていると判断した。

² 通常のレポーティングで開示される項目であり、本ファイナンスでは融資実行時のニュースリリースにより、これらに相当する情報が開示される。



■ ご留意事項

- (1) ひめぎんグリーンローン評価は、評価対象案件について当行が策定した「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」に定める各適格基準の充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに準拠しているかを評価することを目的としています。評価項目には、対象案件の資金使途となる対象プロジェクトのグリーン性の評価（環境改善効果等）や調達された資金の管理・運営体制等が含まれます。本資料及び本資料に係る追加資料等により、当行が参加金融機関に対して本ファイナンスへの参加を斡旋、推奨、勧誘または助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、本取引への参加判断を行ってください。
- (2) 本資料は、同社から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報ほか、当行が信頼できると判断した情報をもとに作成されていますが、当行は環境改善効果をはじめとするその内容・記述について、真実性、正確性、完全性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、当行は状況の変化等に応じて、当行の判断でひめぎんグリーンローン評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがございます。当行は、本資料の誤りや変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (3) 当行は、本取引以外の取引において借入人に関する情報を保有または今後取得する可能性がございますが、これらの情報を開示する義務を負うものではありません。
- (4) 同社と当行との間に、利益相反が生じると考えられる人的関係はございません。
- (5) 本資料の著作権は、当行に帰属します。当行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について、複製、転載、または配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

